

# 協議会議事録

会議名	
令和4年度 第1回岬町介護保険運営協議会 岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	
出席者	
【出席委員】 大西委員、戸口委員、八田委員、辻委員、小坂委員、川島委員、川端委員、辻下委員、竹原委員、岸本委員、大野委員、石橋委員、甲斐委員 【事務局】5名 【傍聴者】0名	
開催日時	開催場所
日時：令和4年11月24日（木） 14：00～15：30	岬町役場住民活動センター一会議室
協議内容	
<p>※議事説明と配布資料を参照すればわかるものは議事録から割愛します。</p> <p>【会議資料】</p> <p>資料1 介護保険状況報告</p> <p>資料2 地域支援事業状況報告</p> <p>資料3 地域包括支援センター事業報告</p> <p>資料4 地域密着型サービス状況報告</p> <p>【次第】</p> <p>○介護保険運営協議会、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会の会長の選出及び副会長の指名について</p> <p>大西委員を会長として選出し、会長より市川委員を副会長として指名する。</p> <p>○議事</p> <p>(1) 介護保険状況報告および地域支援事業状況報告について (事務局より資料1・2に基づいて説明)</p> <p>(委員)</p> <p>資料1の4ページの介護度別認定者数およびサービス受給者数は昨年度と同じ内容となっているがどうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度と同じ内容で、本来であれば令和4年度の実績を挙げれば比較しやすいかと思ひ</p>	

うが、今回の報告は、令和3年度の実績であるため、令和4年度の記載はしていない。

(委員)

5ページの認定率について、2市1町で同じ認定審査会であるにもかかわらず、岬町の  
み要支援者の認定率が高いが、同じ認定審査会でも認定結果に違いが生じているのか。  
また、認定率が高いため給付費が上がっているのではないか。

(事務局)

介護認定の相談があった場合には、認定申請に繋げていくことを行っており、申請を妨  
げることのないようにしている。岬町の要支援者が多い理由としては、在宅サービスが  
整っており、被保険者が介護サービスにアクセスしやすいことが挙げられると考えてい  
る。他市と比べて認定率が高いことにより、介護予防が進んでいない、あるいは給付費  
の増額に繋がるとの印象を受けやすいかと思うが、認定を受けている全員がサービス  
を受給しているわけではないので、認定率が高いことだけが給付費の増加の要因では  
ないと考えている。

(委員)

資料2の6ページのうち、認知症初期集中支援チームについて、昨年度の資料では令和  
3年度の取り組みが記載されていたが、今年度の資料には令和4年度の取組等を記載さ  
れていないがどうか。

(事務局)

昨年度の資料では、認知症初期集中支援チームなど小単位での記載としていたが、今年  
度の資料では、認知症総合支援事業の全体として記載している。

(委員)

資料2の12ページの家庭内の事故等への対応の体制整備事業について、昨年度の資料  
には、対象者の範囲拡大も検討するとあるが、今年度の資料には記載がない。

(事務局)

事業の対象者として、ひとり暮らし高齢者等としており、その等には日中独居高齢者も  
含んでおり、対象者の拡充や縮小ということは現在のところ考えておらず、引き続き事  
業の評価を行いながら、取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

資料1の5ページの要支援者の認定率について、事務局の説明では、全員がサービス受  
給しているわけではないとのことだが、利用者はどれぐらいの割合か。

(事務局)

要支援者のうちのサービス利用者の割合は、概ね5～6割程度と考えている。

(委員)

残りの方は、いつでもサービスを利用できるように認定を持っているという解釈で良い  
か。

(事務局)

そのとおりと考えている。

(委員)

資料1の4ページについて、認定を受けている方の認定結果の悪化や改善を示すような資料はあるか。

(事務局)

各時点での認定者数や介護度別の人数をお示ししているが、認定結果の悪化や改善を示す資料は作成していない。

(委員)

介護認定について、介護度は上がれば良いとの一般的なイメージがあると思うが、介護度が下がれば自己負担額が下がるといった、要介護状態の改善へのアピールを積極的に行っても良いのではないかと考えている。

(事務局)

地域支援事業の介護予防の取組と一体的に、自立支援や重度化防止を意識して取り組んでいただけるような提案ができればと考えている。

## (2) 地域包括支援センター状況報告について

(事務局より資料3に基づいて説明)

(委員)

令和4年度の地域包括支援センターシステムリース料の予算について、令和3年度より70万円ほど上がっているが、機械が増えたため金額が増加しているということか。

(事務局)

5年間でシステムのリース契約をしているが、令和3年度で5年間のリースが終わっており、令和4年度より新たなシステムの導入によりリース契約が開始し、金額に変更があった。

(委員)

令和4年度のシステムにかかる保守料は、令和3年度と比較して減っているが、リース料が増えていけば、保守料も上がるのではないか。

(事務局)

保守料については、資料に記載のとおり減額となっている。先程説明したとおり、システムのリース契約の終了に伴い、システムを入れ替えたため、保守料も変更となっている。

(委員)

資料3の2ページに苦情という部分があるが、岬町地域包括支援センター事業計画にも苦情対応の記載があり、センターの中に苦情対応する部署を設けているのか、また、苦

情を受け付ける別の機関を設けているのか。

(事務局)

社会福祉協議会の中で苦情解決のシステムを設けており、苦情を受け付けた場合は責任者や苦情解決の第三者委員会において苦情の事例の評価を行う仕組みがある。また、第三者委員会の評価を受けるかどうかを事務局の中で判断して解決していくこともある。ご指摘のあった2ページ目の苦情対応8件というのは、事務局の中で苦情対応をした件数となっている。

(委員)

苦情は全て解決しているか。

(事務局)

解決できている。

(委員)

資料3の37ページ及び38ページに記載のある権利擁護業務について、対象者として高齢者と記載されているが、権利擁護の対象者は高齢者だけではなく、障がい者等の様々な世代が対象かと思うが、高齢者以外の方はへの対応はどのようにしているのか。

(事務局)

地域包括支援センターは高齢者だけではなく、全ての方が対象となり、全ての相談を総合相談支援で受けている。

(委員)

高齢者だけではなく、全ての方が対象ということだが、地域包括支援センター事業計画書にはその文言がないのではないか。

(事務局)

実態としては、全ての方が対象となっている。実態に即して、地域包括支援センター事業計画書の文言も変更していかなければならないと思う。ただし、地域包括支援センター業務を受託している立場であり、委託の内容や計画書の文言等について、岬町と協議しながら検討していければと思う。

(3) 地域密着型サービス状況報告について

(事務局より資料4に基づいて説明)

質疑応答なし。

(4) その他について

(委員)

家庭内の事故等への対応の体制整備事業について、事業の対象とならない方にも利用を勧めることがあるが、利用にかかる料金が自己負担となるため、利用に繋がらないこと

がある。

(事務局)

事業の対象者以外の方について、利用を希望した場合にかかる料金は自己負担となるため、町として対応することは難しい。

以上